

伊勢市の
下水道

— 伊勢市上下水道部 —

はじめに

私たちの暮らしに欠かせない「水」は自然を循環し、地球上の全ての生物の生命を潤しています。

下水道は私たちの暮らしの中で生じた汚水から環境を守るとともに、快適で安全な生活を実現するため、大変重要な役割があります。

このパンフレットは、下水道の整備から利用についてご理解を深めていただこうと下水道の計画、排水設備工事の方法などをわかりやすく説明したものです。

下水道への接続にご理解とご協力をお願い申し上げます。

目次

1. 下水道の役割と計画

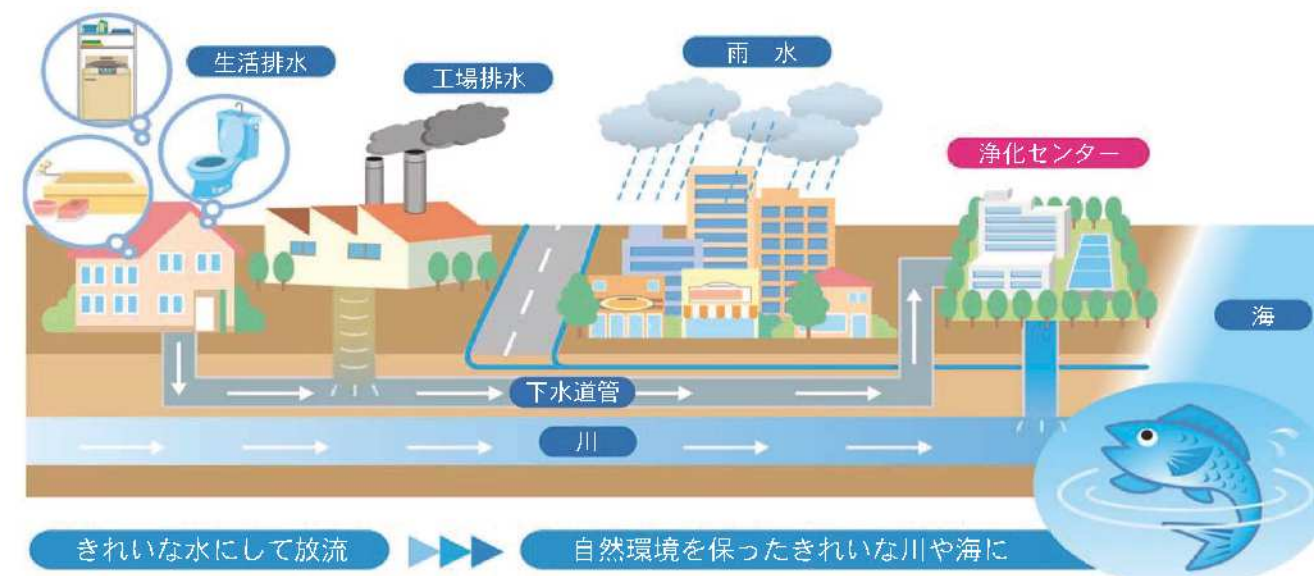
- 下水道の役割 2
- 伊勢市の下水道計画 3、4

2. 下水道の整備がされたら

- 3つの個人負担 5、6
 - (1) 受益者負担金 5
 - (2) 排水設備工事 5、6
 - (3) 下水道使用料 6
- 受益者負担金 7～12
 - (1) 受益者負担金の金額 7～10
 - (2) 受益者負担金を納めていただく人は？ 11
 - (3) 受益者負担金の納付方法は？ 11
 - (4) 一括納付の特典 12
 - (5) 受益者及び住所の変更について 12
- 排水設備工事と指定工事店 13、14
 - (1) 排水設備工事 13
 - (2) 工事は排水設備指定工事店で 13
 - (3) 工事の進め方 14
- 水洗化（排水設備工事）支援制度 15、16
 - (1) 水洗便所等改造資金融資あっせん制度 15
 - (2) 水洗便所等改造資金助成制度 16
- 下水道使用料 17～19
 - (1) 汚水の量の決め方 17
 - (2) 下水道使用料の計算方法 18、19
- 下水道に接続したら 20
- 下水道質問箱 21
- 下水道のあれこれコラム 22
- 広告掲載のページ 23～26

下水道の役割

下水道は、私たちの暮らしや生活環境に大切な役割を果たしています。



「美しい自然をまもる」



家庭や工場から出る汚れた水をきれいにしてから川や海に戻し、自然を守ります。

「まちをきれいにする」

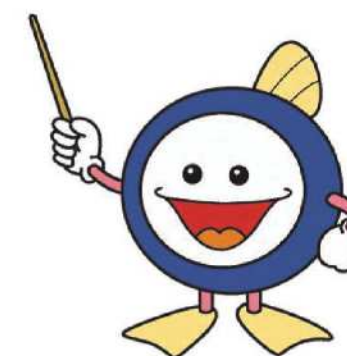


汚れた水を下水道管に流せば家の周りの「ドブ」「溝」に汚れた水はたまりません。悪臭や害虫の発生を防ぎます。

「清潔でさわやかな暮らしをおくる」

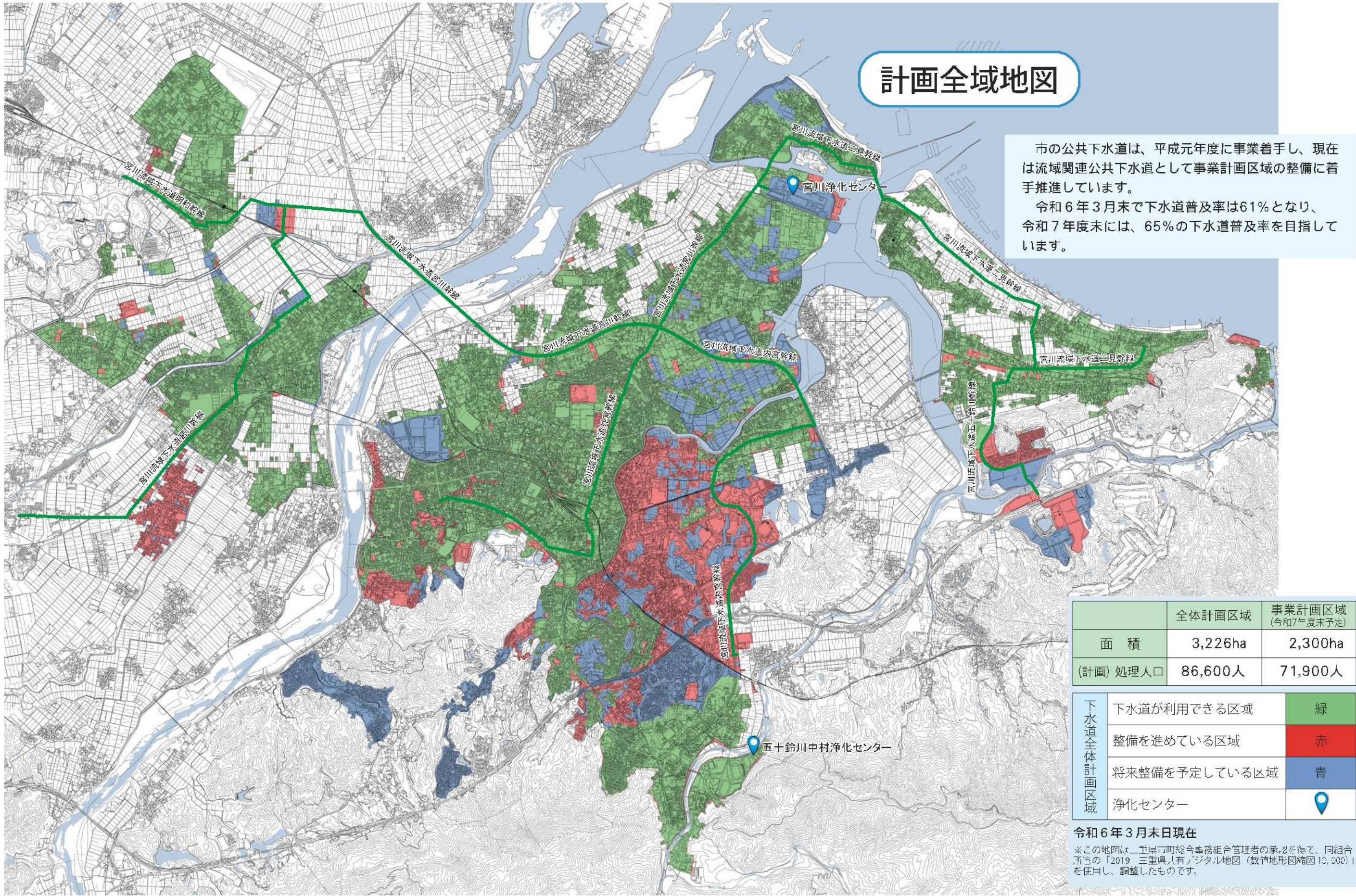


衛生的で安全な水洗トイレを利用できます。特に浄化槽を設置するスペースが確保できない場合も下水道を利用することで水洗トイレの設置が可能になります。



下水道マスコットキャラクター
「スイスイ」

伊勢市の下水道計画



下水道整備による3つの個人負担

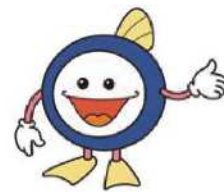
(1) 受益者負担金

受益者負担金制度は、下水道建設費の一部を負担していただく制度です。

下水道が整備されると、その区域の生活環境は衛生的で快適なものになり、土地の利便性が高まります。その一方で、下水道は道路や公園のように誰もが利用できる施設と異なり、下水道の整備がされた区域の方のみが利用できる施設です。

下水道の整備には、多くの費用がかかることから、下水道が整備された区域の方に建設費の一部を負担していただき、下水道事業を進めるための財源とするのが「受益者負担金制度」です。

受益者負担金について詳しくは、
7ページから12ページをごらんください。



(2) 排水設備工事

下水道が利用できるようになると、家庭や工場から排出される汚水を下水道に流すための宅内配管（排水設備）を設置する工事が必要になります。

排水設備の設置及び維持管理は、個人の責任と負担で行っていただきます。

排水設備指定工事店制度

排水設備工事は「排水設備指定工事店」でないと行えません。

「排水設備指定工事店」には、県下統一試験の合格者である「責任技術者」が専属で所属しています。

排水設備工事の手続き

排水設備の設置などは、法律や条例などで基準が定められています。不適切な設計や工事がなされてしまうと、

- ・臭いが漏れる
- ・下水道管が詰まる
- ・汚水に雨水が混ざって、処理場の処理容量を超えてしまう

等の問題が生じ、その被害は1軒のみならず、近隣や市内広範囲に及ぶ可能性があります。

そのため排水設備工事を行う場合には、事前に排水設備指定工事店を通じて市に必要書類を提出していただきます。市では適正な工事であるか点検を行い、工事後にも検査を行います。



水洗化支援制度

排水設備工事には、一度にまとまった金額が必要になります。

市では、排水設備工事における負担軽減を図るための支援制度を設けています。

・水洗便所等改造資金融資あっせん制度

改造工事に必要な資金を、金融機関に融資あっせんする制度です。

・水洗便所等改造資金助成制度

改造工事に必要な資金を、市が助成する制度です。

排水設備工事、水洗化支援制度については13ページから16ページを、
指定工事店については、別途発行の「排水設備指定工事店一覧」を
ごらんください。



(3) 下水道使用料

汚水の処理を行う浄化センターでは様々な設備が24時間稼働しており、下水道施設は常にその能力を発揮できるよう適正な管理をしていかなければなりません。

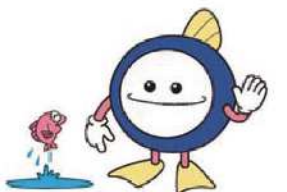
そのため、汚水をきれいな水に浄化するための費用や公共下水道管を補修する費用、公共下水道の施設のために借り入れた資金の返済の一部に充てるため、「下水道使用料」として皆様にご負担いただくことになります。

下水道使用料の金額

- ・水道の使用水量を汚水の量として計算します。

※井戸水等、水道水以外の利用がある場合は、利用の形態に応じて別途計量、あるいは認定いたします。

下水道使用料について詳しくは、
17ページから19ページをごらんください。



受益者負担金

(1) 受益者負担金の金額

負担金の金額は、下水道の整備時期や地区によって異なります。

宇治中村負担区、いせ第 1・2・3・4 負担区 第5負担区

- 対象
- 公共下水道を整備する区域内すべての土地
- 金額
- 土地の面積 (㎡) × 単位負担金額 (508円)
例：198㎡ (約60坪) の土地の場合100,500円
※100円未満切り捨て



受益者の申告
賦課対象区域内の土地所有者に「賦課対象土地通知書」を送付します。
次のような場合は、同封の「受益者申告書」を提出してください。
・通知書に記載された土地所有者に代わる権利者がいる
・記載内容の誤り、変更などがある
通知書に誤りや変更が無い場合、提出は不要です。
※賦課対象土地通知書は、土地登記簿の内容をもとに作成します。

負担金の徴収猶予制度と減免制度(要手続)

	対 象 (主なもの)
徴収猶予制度 ※3年ごとに更新申請が必要	・田畑、山林、原野、池沼、その他これらに準ずる土地 ・空地、駐車場等、現時点で排水源となる建物がなく、汚水が発生しない土地 (住宅に付属する自家用駐車場等、汚水が発生する建物と一体で利用している土地は対象外です。) ・係争地 ・生活保護法による生活扶助を受けている受益者が所有、または地上権等を有する土地 ・災害、盗難、疾病及び事故により負担金を納付することが困難と認めた場合 (猶予期間は3年以内) ・自宅用地で500㎡を超える部分 (猶予期間は3年以内)
減免制度	・自治会等が管理する集会所、公園、消防倉庫等 ・公道に準ずる私道 ・保育所、幼稚園、老人ホーム、各種学校等 ・国または地方公共団体の施設 ・境内地 (宗教法人が所有するもの) ・墓地

二見負担区 (第5 負担区を除く)

- 対象
- 公共下水道を整備する区域内の住居・営業用等の土地
- 金額
- 1件につき150,000円

負担金の徴収猶予制度と減免制度(要手続)

	対 象 (主なもの)
徴収猶予制度	・震災および風水害の被害にあった場合 ・災害等で焼失の被害にあった場合 ・盗難にあった場合 ・受益者または受益者と生計を一つにする親族が病気または負傷したとき
減免制度	・区、町内会および自治会が設置管理している施設 ・国または地方公共団体の施設 ・生活保護法により生活扶助を受けている者の建物



小俣負担区（第5負担区を除く）

対 象 公共下水道を整備する区域内の住居・営業用等の土地

金 額 ・世帯割 一世帯80,000円（アパート、借家は入居可能世帯数）

・事業所割加算 世帯割額に下記の金額を加算します。

事 業 所 部 類		加 算 額	
飲 食 店 館 旅 館	店舗面積	50㎡未満	20,000 円
		50㎡以上 100㎡未満	25,000 円
		100㎡以上 200㎡未満	45,000 円
		200㎡以上	65,000 円
	※ただし、喫茶店・スナックなどは、一店舗につき 15,000 円とする		
食品製造業 食品卸し業	従 業 員	5 人以下	50,000 円
		6 人以上 10 人以下	100,000 円
		11 人以上 15 人以下	150,000 円
		16 人以上 20 人以下	200,000 円
		21 人以上	250,000 円
理容院・美容院		戸 割	25,000 円
クリーニング店		戸 割	30,000 円
医 院		戸 割	60,000 円
①商店（食品販売業） その他事業所	①店舗面積	50㎡未満	20,000 円
		50㎡以上 100㎡未満	30,000 円
		100㎡以上 200㎡未満	60,000 円
		200㎡以上 300㎡未満	100,000 円
		300㎡以上 400㎡未満	150,000 円
②公共施設等	②建築面積	400㎡以上 500㎡未満	200,000 円
		500㎡以上 700㎡未満	300,000 円
		700㎡以上	400,000 円
		※その他事業所とは、従業員 5 人以上を対象とする	

負担金の徴収猶予制度と減免制度（要手続）

	対 象（主なもの）
徴収猶予制度	・係争中の建物 ・災害等により損害を受けた受益者の建物 ・生活保護法により生活扶助を受けている者の建物
減免制度	・自治区が所有または使用する施設 ・生活保護法により生活扶助を受けている者の建物 ・国または地方公共団体の施設

御園負担区（第5負担区を除く）

対 象 公共下水道を整備する区域内の住居・営業用等の土地

金 額 ・専用住宅 80,000円

・事業所 300㎡まで100,000円
（共同住宅含む） 300㎡を超えた部分は1㎡当たり300円加算

・住宅兼事業所 事業所面積率（※）で按分する。
（事業所面積率が50%未満の場合、専用住宅扱い。）



受益者の申告

賦課対象となる土地にかかる受益者に「賦課対象土地通知書」を送付します。
次のような場合は、同封の「受益者申告書」を提出してください。

- ・記載内容の誤り、変更などがある
- ・通知を受けた以外の者が受益者になる
- ・複数の土地所有者で一画地が構成されている

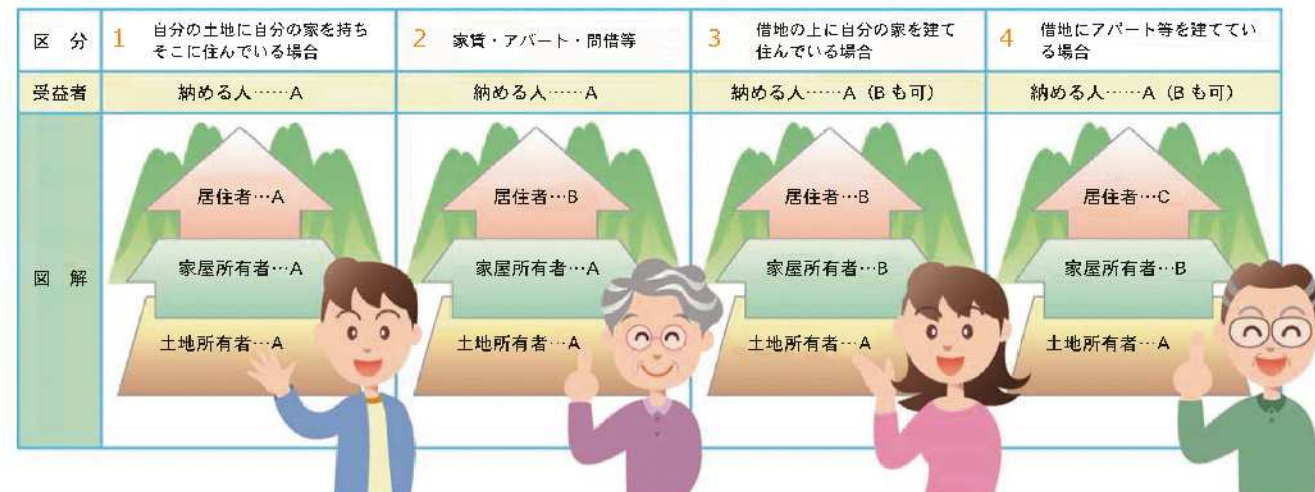
※賦課対象土地通知は、土地登記簿の内容をもとに作成します。

負担金の徴収猶予制度と減免制度（要手続）

	対 象（主なもの）
徴収猶予制度	・係争地 ・災害、盗難、疾病および事故により負担金を納付することが困難と認めたとき ・生活保護法により生活扶助を受けている者が受益者となったとき
減免制度	・自治会等が管理する集会所、公園、消防倉庫等 ・保育所、幼稚園、老人ホーム、各種学校等 ・国または地方公共団体の施設 ・境内地（宗教法人が所有するもの） ・墓地
賦課保留	・汚水を公共下水道に排除できる状態に整備されていない土地にかかる受益者

(2) 受益者負担金を納めていただく人は？

公共下水道が整備された区域内の方が対象者（受益者）となります。
土地所有者と建物所有者が異なる場合は両者合意の上、変更することができます。



(3) 受益者負担金の納付方法は？

負担金は一度限り賦課されるものですが、納めていただきやすいように3年に分割し、さらに1年を4期（1年目のみ3期）に分けた11回で納めていただきます。

納期と納付額の例（受益者負担金が100,000円の場合）

年	1年目			2年目				3年目			
期	第1期	第2期	第3期	第1期	第2期	第3期	第4期	第1期	第2期	第3期	第4期
回数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
納期限	9/30	12/26	3/31	6/30	9/30	12/26	3/31	6/30	9/30	12/26	3/31
納付額	10,000円	9,000円	9,000円	9,000円	9,000円	9,000円	9,000円	9,000円	9,000円	9,000円	9,000円

※1回目は端数調整をしますので、10,000円です。

※小俣負担区（小俣町）は一括納付が基本になります。ただし、申し出により4回（1年間）に分割することができます。

☆口座振替制度がありますので、ぜひご利用ください。



(4) 一括納付の特典

負担金を一括納付いただいた場合、その時期に応じて報奨金が交付されます。



報奨金の額の例（受益者負担金が100,000円の場合）

納付時期	1年目第1期	1年目第2期	1年目第3期	2年目第1期
対象額	100,000円	90,000円	81,000円	72,000円
交付率	9.0%	7.4%	5.9%	4.6%
報奨金	9,000円	6,600円	4,700円	3,300円

※100円未満は切り捨て

※それぞれの報奨金を差引いて納めていただきます。

※小俣負担区（小俣町）は一括納付が基本ですので、一括納付による特典の対象外です。

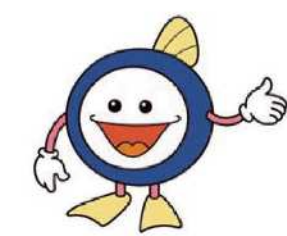
(5) 受益者及び住所の変更について

受益者の変更

負担金の分割納付または徴収猶予期間中に、土地・家屋の売買、あるいは借地権の解消などで受益者が変わったときは、「下水道事業受益者変更届」を提出してください。

住所の変更

負担金の分割納付または徴収猶予期間中に、受益者の住所が変更になった場合、料金課下水道負担金係までお知らせください。



排水設備工事と指定工事店

(1) 排水設備工事

「排水設備」とは、家庭などから発生した汚水を、公共下水道の入口である「公共汚水ます」へ排出するまでの排水管や設備のことです。(下図参照)



下水道が整備され、供用開始された区域では、遅滞なく排水設備の設置が義務付けられています。(下水道法第10条)

また、くみ取り便所は、下水道の供用開始の日から3年以内に水洗便所へ改造して下水道に接続しなければなりません。(下水道法第11条の3)

公共汚水ますが設置されていない場合は、事前にご相談ください。

下水道は、皆様にご利用いただくことで効果を発揮します。供用開始された区域では1日でも早く排水設備の設置をお願いします。

(2) 工事は排水設備指定工事店で

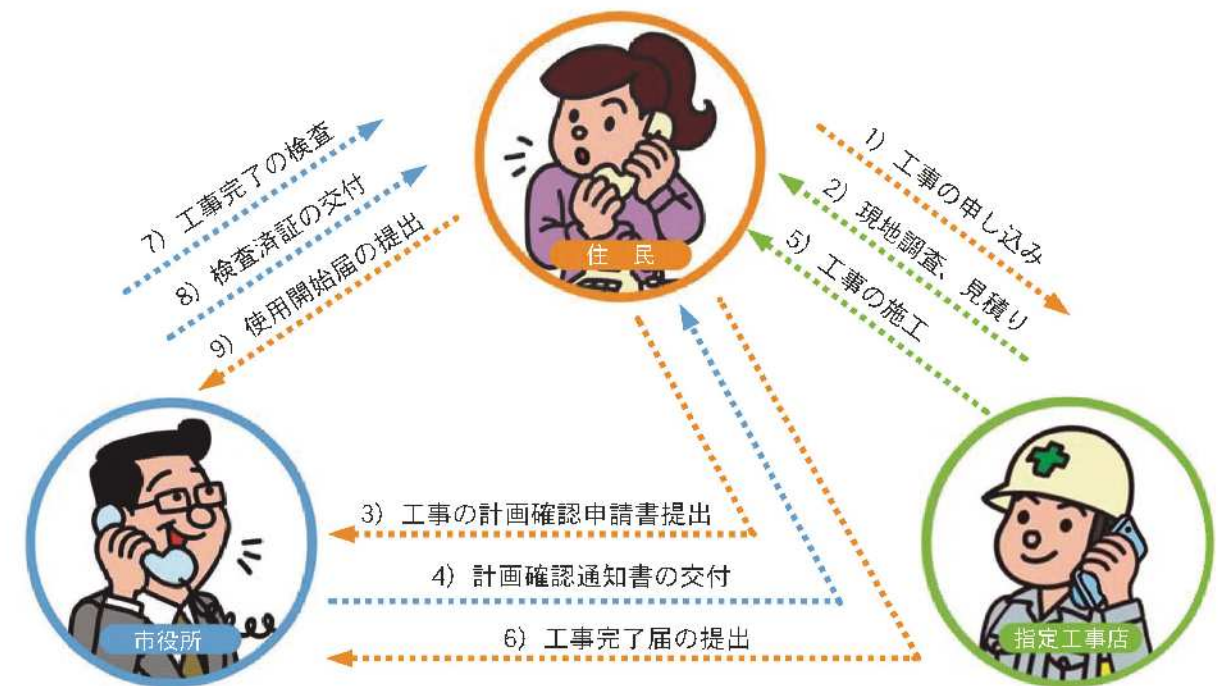
下水道法施行令第8条には排水設備工事の技術上の基準が定められています。工事に不備があると、悪臭がしたり、汚水管が詰まって流れなくなることがあるほか、大量の泥、ゴミや雨水が入り込んで浄化センターの運転に支障をきたしたりします。

排水設備工事は、市の指定する「排水設備指定工事店」でなければ行えませんので、指定工事店にご依頼ください。

工事店については、別途発行の「排水設備指定工事店一覧」をごらんください。



(3) 工事の進め方



※次ページ掲載の融資あっせん制度や助成制度のご利用は、「工事の計画確認申請書提出」時に申し込んでいただかなければなりません。

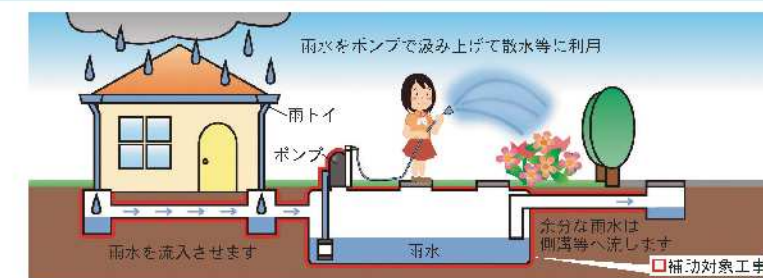
浄化槽はどうなるの？

汚水は、浄化センターで処理しますので、浄化槽は不用になります。不用になった浄化槽は廃止（県への届出が必要です）のうえ、適切に処分してください。

なお、浄化槽を雨水の貯水タンクとして再利用する場合は、工事費の一部を補助する下記の気度をご利用いただけます。

浄化槽雨水貯留施設転用工事費補助制度

市内に住所を有する個人または法人が、供用開始から3年以内に工事を行う場合、浄化槽を雨水貯留施設に転用するための工事費の2分の1の額（上限75,000円）を補助する制度です。



事業所、工場等の排水について

事業所や工場からの排水は、通常の家庭からの排水には含まれていない物質が混ざっていたり、極端な高濃度であったりすることがあり、それによって下水道の施設を傷めたり、浄化センターの機能を低下させたりすることがあります。

下水道施設、浄化センターの機能を正常に保つため、法令で汚水の水質についての基準が定められており、それら基準に適合しない汚水を排出する場合は、「除害施設」の設置などの対策が必要です。(伊勢市公共下水道条例第8条)

水洗化（排水設備工事）支援制度

下水道が供用開始されると、公共下水道を利用していただかなければなりません。排水設備工事（下水道への接続工事）では、くみ取り便所から水洗トイレへの改造費用や、浄化槽の廃止費用などを含め、まとまった資金が必要になります。

市では、皆様の負担が少しでも軽くなるよう、「水洗便所等改造資金融資あっせん制度」と「水洗便所等改造資金助成制度」を設けています。どちらの制度をご利用される場合も、工事の申請と同時の申込が必要です。あらかじめ指定工事店とよくご相談ください。工事を始めた後ではご利用いただけません。

（１）水洗便所等改造資金融資あっせん制度（工事申請と同時に申込が必要）

制度の対象になる人

- 1. 供用開始から 3 年以内に改造工事を行う家屋の所有者（または所有者の同意を得た賃借人）
- 2. 市内に住所を有する方で、独自の生計を営み償還能力を有する方
- 3. 市税、使用料、各種負担金等を滞納していない方
- 4. 工事の計画確認申請書提出と同時に申し込みを行った方

上記の 1～4 をすべて満たしている方
金融機関での審査があります。
※新築工事は対象となりません。

融資額と返済の条件

融資あっせん額	1 件につき 100 万円まで
償 還 期 間	借入の翌月から 60 ヶ月（5 年）以内
融 資 利 率	無利子
融 資 条 件	取扱金融機関の指定する貸付保証保険（利率年 1%）に加入してください。

取 扱 金 融 機 関

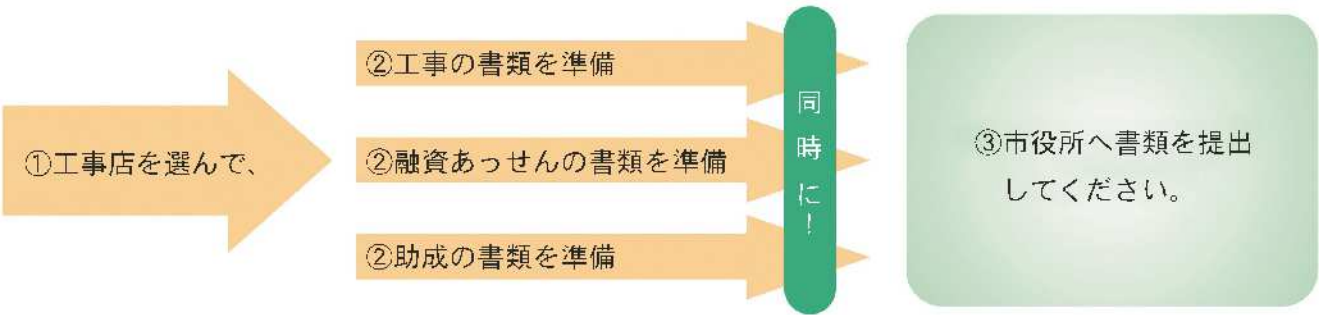
百五銀行
三十三銀行
桑名三重信用金庫
伊勢農業協同組合
東日本信用漁業協同組合連合会

伊勢市内各支店



この制度を利用される場合は、工事の申請と同時に申込書の提出が必要です。あらかじめ指定工事店とよくご相談ください。

工事の申請と同時の申し込みが必要です！！



（２）水洗便所等改造資金助成制度（工事申請と同時に申込が必要）

制度の対象になる人

次の 1～5 をすべて満たしていること

- 1. 世帯全体の前年の収入が生活保護世帯基準額の 2.0 倍以下、または市民税非課税であること
- 2. 供用開始から 3 年以内の区域内において、自己の所有する建築物に居住していること
- 3. 市税、使用料、各種負担金等を滞納していないこと
- 4. 工事の計画確認申請書提出と同時に申し込みを行うこと
- 5. 過去に助成金の交付を受けていないこと

ただし、新築工事は対象となりません。

※令和 8 年 3 月 31 日までは、市内全ての供用開始区域内が対象となります。

助成額 必要と認めた工事費の 1/2 の額 (上限 38 万円)

※生活保護法による生活扶助を受けている世帯については、別途ご相談ください。

この制度を利用される場合は、工事の申請と同時に申込書の提出が必要です。あらかじめ指定工事店とよくご相談ください。



下水道使用料

(1) 汚水の量の決め方

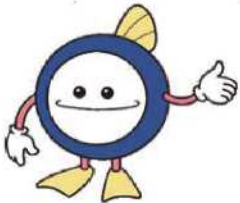
汚水の量は、次の方法で認定します。

- ①水道水を使用する場合
 - ・水道水を使用し汚水を排除する場合は、水道の使用水量を汚水の量とします。
- ②井戸水を使用する場合
 - ・店舗、事務所などでは、市が設置する測定機器（メーター）で測定した水量を汚水の量とします。
 - ・一般家庭では、世帯の人数により汚水の量を認定します。井戸水のみを使用する場合には〈別表①〉、水道水と井戸水を併用して使用する場合には〈別表②〉により認定します。

〈別表①〉

井戸水のみを使用の場合は、家族数に応じて認定します。

(1ヶ月)	
家族数	認定水量
1人目	10m ³ /月
2人目以降	1人につき6m ³ 加算
4人目以降	1人につき4m ³ 加算



〈別表②〉

水道水と井戸水を併用して使用する場合には、下記の加算表による認定水量を水道の使用水量に加算して認定します。

(2ヶ月) (単位m³)											
用途	人員	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
洗濯		5	8	12	15	18	21	24	27	30	33
便所		3	6	8	11	14	17	20	23	26	29
台所		3	5	7	9	11	13	15	17	19	21
風呂		4	6	8	10	12	14	16	18	20	22
洗面手洗		0.5	1	1.5	2	2.5	3	3.5	4.5	5	5.5
外流し		0.5	1	1.5	2	2.5	3	3.5	4.5	5	5.5

同一の用途で井戸水と水道水併用の場合は
上記の認定水量 × 1/2 + 水道の使用水量

注) 製氷業、清涼飲料水製造業などのように、使用水量と汚水の量が著しく異なる業務を営まれる場合は、一定の手続きが必要ですので申し出てください。

(2) 下水道使用料の計算方法

下水道使用料単価表(税抜き)

(1ヶ月)

種類	区分	汚水量	金額
一般	基本使用料	10m ³ まで	1,000円
	従量使用料 (1m ³ につき)	10m ³ を超え20m ³ まで	130円
		20m ³ を超え30m ³ まで	150円
		30m ³ を超え50m ³ まで	180円
		50m ³ を超え100m ³ まで	210円
		100m ³ を超え500m ³ まで	245円
		500m ³ を超えるもの	280円
公衆浴場用	基本使用料		1,000円
	従量使用料 (1m ³ につき)		20円
臨時用	基本使用料	10m ³ まで	1,000円
	従量使用料 (1m ³ につき)	10m ³ を超えるもの	280円

備考

- 基本使用料および従量使用料の合計額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とする。
- この表における種別の適用基準は、次のとおりとする。
 - 公衆浴場用 公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条の規定により三重県知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額の適用を受けるもの
 - 臨時用 伊勢市公共下水道条例第14条第4項の規定により、公共下水道の一時使用をするもの

下水道使用料の計算方法

下水道使用料の額は、2使用月ごとにおいて当月分および前月分として使用者が排除した汚水の量に応じ、上記の表に定めるところにより算出します。

下水道使用料は、基本使用料と従量使用料の合計額に消費税を乗じて計算します。
(1円未満の端数は切り捨てます。)

〈下水道使用料の計算例〉

2ヶ月の汚水の量が60m³の場合（前月分30m³ + 当月分30m³として計算されます。）

《前月分下水道使用料》

基本使用料 10m³まで 1,000円
従量使用料
10m³を超え20m³まで 130円 × 10m³ = 1,300円
20m³を超え30m³まで 150円 × 10m³ = 1,500円
小計 3,800円…①

《当月分下水道使用料》

小計 3,800円…②
(① + ②) × 1.10 (消費税) = 8,360円…③
③が、下水道使用料となります。



下水道使用料早見表【税込み(10%) 2ヶ月用】



汚水量 (m ³)	使用料 (円)	汚水量 (m ³)	使用料 (円)	汚水量 (m ³)	使用料 (円)	汚水量 (m ³)	使用料 (円)
0~20	2,200						
21	2,343	41	5,225	61	8,558	81	12,518
22	2,486	42	5,390	62	8,756	82	12,716
23	2,629	43	5,555	63	8,954	83	12,914
24	2,772	44	5,720	64	9,152	84	13,112
25	2,915	45	5,885	65	9,350	85	13,310
26	3,058	46	6,050	66	9,548	86	13,508
27	3,201	47	6,215	67	9,746	87	13,706
28	3,344	48	6,380	68	9,944	88	13,904
29	3,487	49	6,545	69	10,142	89	14,102
30	3,630	50	6,710	70	10,340	90	14,300
31	3,773	51	6,875	71	10,538	91	14,498
32	3,916	52	7,040	72	10,736	92	14,696
33	4,059	53	7,205	73	10,934	93	14,894
34	4,202	54	7,370	74	11,132	94	15,092
35	4,345	55	7,535	75	11,330	95	15,290
36	4,488	56	7,700	76	11,528	96	15,488
37	4,631	57	7,865	77	11,726	97	15,686
38	4,774	58	8,030	78	11,924	98	15,884
39	4,917	59	8,195	79	12,122	99	16,082
40	5,060	60	8,360	80	12,320	100	16,280

下水道に接続したら

下水道の使い方

下水道は大変便利ですが、使い方を誤ると詰まりや悪臭、思わぬ事故を引き起こすことがあります。下水道の使用にあたっては、下記のことにご注意ください。

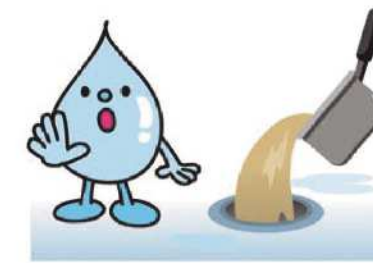
トイレトーパーを使いましょう

ガムやタバコ等のゴミ、新聞紙、紙おむつ等はトイレの詰まりの原因になります。



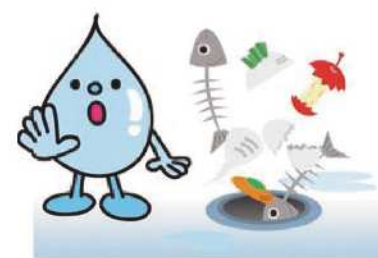
料理に使った油は流さないでください

下水道管の中で冷えて固まってしまい、管が詰まって下水が流れなくなります。



台所からゴミを流さないでください

食べ残しや野菜くずなどを排水口から流すと、家庭の排水管や下水道管の詰まりの原因となります。



油・薬品は流さないでください

ガソリン等の石油類や薬品等は、下水道管を傷めるだけでなく、爆発や引火の原因になる恐れがあります。



宅内排水設備の定期点検を

汚水ますにゴミなどがたまると悪臭の原因となります。汚水ますのフタを開けて点検してください。



宅内排水設備の故障・修繕は

排水設備の知識と技術を持つ責任技術者が専属している「下水道排水設備指定工事店」に修理を依頼してください。



下水道質問箱



下水道を使用される暮らしの中での質問にお答えします。

Q1 お米のとぎ汁は、下水道に流してもいいですか？

A1 下水道に流しても大丈夫です。

Q2 浴室の髪の毛や洗濯に出る糸くずは、下水道に流してもいいですか？

A2 排水管がつまる原因になりますので、こまめに取り除いてください。

Q3 節水するために、トイレタンクの中にペットボトル等を入れてもいいですか？

A3 トイレは、下水道に汚物などを運ぶための水量が設計されていますので、安易に水量を減らすと汚物が運べなくなりつまりの原因となりますのでペットボトル等はいれないでください。

Q4 排水の流れが悪いのですが？

A4 排水パイプ用の清掃器具や洗浄剤を使ってください。それでも解決できない場合は、排水設備指定工事店等に清掃を依頼してください。

Q5 トイレの流れが悪い時は、どうしたらいいですか？

A5 トイレの流れが悪い原因として、

(1) 水に溶けない紙や異物を流した。

(2) トイレトーパーを必要以上に使用した。

などが、考えられます。水の流れが悪くなっているように思われたら、市販のラバーカップを使うことも有効です。それでも、解消できない場合は、排水設備指定工事店に修理を依頼してください。



下水道のあれこれコラム

下水道が汚水をキレイにする仕組み

汚水とは、生活や事業活動に起因して発生する水のことです。程度の差はありますが、汚れが溶け込んでいて、その汚れは大半が有機物です。下水道の汚水処理場では、この汚水に溶け込んだ有機物を微生物に分解してもらうことで汚水から汚れを取り除き水をキレイにしています。

この汚水処理場で活躍する微生物は、自然界にも生息していますので、自然界にはある程度の浄化能力がもともと備わっています。しかし汚水処理場では、その数が圧倒的に多いため、たくさんの汚水を短時間でキレイにすることが可能になっています。

汚れを分解してくれる微生物たち



下水道って水をキレイにするだけじゃない！？

下水道は汚水処理に微生物を使っています。汚水処理の過程でこの微生物は泥状の塊になります。これを下水汚泥といいます。汚水は汚れを下水汚泥として取り出されキレイな水となって自然に帰っていきます。では下水汚泥はどうなるのでしょうか？

下水汚泥には窒素やリンといった肥料の成分がたくさん含まれています。伊勢市では、下水汚泥を処理業者に委託して肥料として再利用しています。実は、日本はリンを100%輸入に頼っています。そういう意味では、下水汚泥から回収されるリンはとても貴重な資源だと思います。

下水汚泥は、肥料だけではなくセメントの材料になったり、特別な施設で処理して可燃性ガスや固形燃料をつくり、それを燃料として発電するなどして、下水汚泥の約70%がリサイクルされています。

また、年間を通して温度がほぼ一定の下水は、外気温に比べ、夏は冷たく冬暖かいという特徴があり、これを冷暖房の熱源として利用しているところもあります。

下水道は、水をキレイにするだけではなく、資源やエネルギーの回収にも一役買っているとってもエコな施設なんです。

伊勢市の汚水処理場



宮川浄化センター



五十鈴川中村浄化センター



広告掲載のページ

Unity 三重県知事許可第14135号
有限会社 ユニティー

〒516-0013 伊勢市鹿海町629番地
 TEL0596(22)5232 FAX0596(23)3935

上下水道工事・給排水衛生空調設備工事

水回りのリフォームで快適な暮らしを

給排水衛生・空調設備・浄化槽・ガス工事 設計・施工

有限会社 トップ設備工業

〒519-0506 三重県伊勢市小俣町湯田1111番地
 TEL(0596)27-0118
 FAX(0596)22-6655

下水道・水回り・リフォーム全般

●あなたのお家の気になるところ ●お問い合わせは
 お気軽にご相談ください **加納住設まで**
TEL090-7951-0271 (担当：加納)

三重県知事許可(般-3)第14598号
 給排水衛生設備工事 各種配管設備工事
 伊勢市上下水道指定工事店

株式会社 刀根設備工業

〒516-0066 三重県伊勢市辻久留1-12-14
 TEL 0596-63-8118
 FAX 0596-28-5400
 E-mail: tonesetubi@wing.ocn.ne.jp

上下水道指定工事・設備工事
 各種ポンプ販売・修理

東倉水道

伊勢市二見町茶屋257-2
 TEL (0596) 43-2177
 FAX (0596) 43-2257
 Eメール toukura51@yahoo.co.jp

TK **有限会社 東海建設工業**

〒516-0805 三重県伊勢市御園町高向331-3
 TEL(0596)28-1777
 FAX(0596)23-7559
 TEL 09031591167
 E-mail: k-tokai@leaf.ocn.ne.jp

伊勢市上下水道設備指定工事店
 下水道切替工事ご相談ください
有限会社 西尾管設備

〒519-0501 伊勢市小俣町明野576-3
 TEL 0596-37-4783
 FAX 0596-37-4544

『伊勢市上下水道』指定工事店
 上下水道・空調設備・衛生設備・消火設備工事
 水まわりのことでお困りでしたらご相談ください!!

株式会社 NOMURA

〒516-0066 伊勢市辻久留1丁目11-5
 TEL: 0596-28-6617 FAX: 0596-22-2998

広告掲載のページ

水まわりの事おまかせください
 トイレ・浴室・洗面・キッチン
 水もれやつまり

福原水道

(上下水道指定工事店)
 伊勢市二見町光の街1027-5 TEL・Fax (0596) 43-4858

土木一式・下水・舗装
下建設株式会社
 大正4年創業。
 下建設は、地球にやさしい生活環境整備に貢献しています。

〒519-0503 伊勢市小俣町元町689
 Tel0596-22-4973 : Fax0596-22-4983
<https://www.shimokensetsu.jp/>

新築、増改築、リフォーム、店舗、設計、施工
 介護保険適用工事、耐震補強工事、下水道工事
 まごころの家作り

(有)金谷工務店

二見町西1626-2 お気軽にご相談ください。
 ☎ (0596) 42-1207 Fax (0596) 42-1384

伊勢市下水道排水設備指定工事店第3号
 リフォーム・宅内排水工事
 一級建築士が無料でアドバイス!

杉山機工株式会社

〒516-0078 伊勢市曾根2-2-17
 ☎(0596)25-5168 FAX(0596)25-5160

楽しもう! サッカーを!!
ササキ工務店
 株式会社

TEL: 0596-36-2119 FAX: 0596-36-2352
<https://sasakikomuten.com>

空調設備から給水・下水設備まで
 くらしの設備お任せください

空調衛生設備設計・施工
杉山設備株式会社

〒516-0081 三重県伊勢市富川1丁目13-12
 TEL: 0596-28-5052 FAX: 0596-23-4937 <http://www.sugiyamasetsubi.com>

浄化槽 設計・施工・保守点検・修理 宅内下水工事

三洋テクノ株式会社

浄化槽工事業者 登録番号: 三重県知事(般-5)第14818号
 : 愛知県知事(般-5)第3230号
 浄化槽保守点検業 登録番号: 三重県知事(登・30)第7・93号

〒516-0804 伊勢市御園町長屋1351-1
 TEL(0596)20-7676 FAX 20-7677

上下水道工事・浄化槽工事・浄化槽保守点検

れんげメンテナンス株式会社

〒516-0802 三重県伊勢市御園町新開507-2
 [TEL]0596-31-1551
 [FAX]0596-31-1550

漏水修繕・下水道切替工事
 ご相談ください!

Sanshin
株式会社サンシン

〒516-0006 伊勢市田尻町 441-1
 TEL:0596-31-1311 FAX:0596-31-1313

「下水道事業パンフレット」では、財源を確保するため、一部のページに企業広告を掲載していますが、これらは市が広告主や商品を推奨するものではありません。

「下水道事業パンフレット」では、財源を確保するため、一部のページに企業広告を掲載していますが、これらは市が広告主や商品を推奨するものではありません。

広告掲載のページ

土木・建築・上下水道・舗装・不動産

株式会社 原田組

〒516-0001 三重県伊勢市大湊町264番地158
TEL 0596-36-3317
FAX 0596-36-4047
E-Mail info@harada-gumi.jp

総合防水・シーリング・吹付・塗装

南シーリング 有限会社

〒516-0062 三重県伊勢市浦口1丁目3-7
TEL 0596-23-8744
FAX 0596-23-8740
E-Mail info@minami-sealing.com



株式会社 シモオカ設備 SHIMOOKA EQUIPMENT Co., Ltd.

本社 〒516-0033 伊勢市古市町2-3
エクステリア事業部 〒516-0032 伊勢市倭町1-46
TEL 0596-24-1334
FAX 0596-27-2340

上水道/下水道・空調換気衛生設備・消防施設
土木・とび・土工・舗装・石・鋼構造物
塗装・しゅんせつ・解体・エクステリア
各種設計監理及び施工



ムラキ設備

上下水道・浄化槽・設備工事

〒519-0427
三重県度会郡玉城町宮古1414-4
TEL/FAX 0596-58-5758
E-mail: murakisetubi5758@gmail.com
携帯電話: 090-2136-8627

伊勢市上下水道指定工事店

矢形設備工業

〒519-0504 伊勢市小俣町宮前552-7
TEL & FAX (0596) 22-6865

新築からリフォームまでご相談ください



安立水道

☎55-0628
☎55-2732

志摩市磯部町穴川1100-2

創業100年以上の地元企業だからこそ安心



橋爪建材 株式会社

☎24-0151 小俣町明野1720-1
上下水道設備工事、太陽光発電設備工事、
水まわりリフォームのご相談

広告掲載のページ

土木工事 造成工事

有限会社 朝日丸

伊勢市下水道排水設備指定工事店
住所 三重県伊勢市下野町 653 番地 8
TEL 0596-36-2157



株式会社 NAKAMURA EQUIPMENT ナカムラ設備工業

水廻りの修理、点検、浄化槽工事
リフォーム工事全般、上下水道工事
空調設備工事、設計・施工

伊勢市上下水道指定工事店

三重県多気郡明和町明和 591-5
TEL 0596-65-6506 FAX 65-6507

伊勢市上下水道排水設備指定工事店



磯部工業株式会社

519-0507 三重県伊勢市小俣町新村331
TEL: 0596-28-7272 FAX: 0596-28-1196

～昭和6年創業の安心の実績～

下水道接続・水まわりリフォーム おまかせ下さい



菱田建材株式会社

■伊勢市上下水道排水設備
指定工事店

〒516-0053 三重県伊勢市中須町874-3

TEL: 0596-25-1212 / FAX: 0596-28-6460

上下水道工事 浄化槽工事・保守点検 管内高圧洗浄 ポンプ・ボイラー工事

ツバキ水利

三重県志摩市大王町波切 3862-17
TEL: 0599-77-6437

伊勢市下水道 指定工事店

有限会社 ナカヤ設備工業

〒515-0314
多気郡明和町大字新茶屋 422
TEL: 0596-52-2577

下水道排水設備工事・上下水道工事・浄化槽設置工事
三重県知事一般第 13164 号 土木工事・管工事 許可

イメージキャラクター
アキヨシくん
水道 110 番



公共下水道への接続工事おすすですか?

【浄化槽→下水道切替】

伊勢市下水道排水設備指定工事店
(第43号)

お見積無料

<http://www.as110.co.jp>

〒516-0012 三重県伊勢市通町 42-1 AS110 ビル

水廻りのトラブル

「安心修理」



株式会社
AS設備工業

よい工事 110 番

水道 110 番 0120-454-110



「下水道事業パンフレット」では、財源を確保するため、一部のページに企業広告を掲載していますが、これらは市が広告主や商品を推奨するものではありません。

「下水道事業パンフレット」では、財源を確保するため、一部のページに企業広告を掲載していますが、これらは市が広告主や商品を推奨するものではありません。

伊勢市公共下水道 マンホール蓋デザイン



伊勢市上下水道部

〒519-0696

伊勢市二見町茶屋 420 番地 1

主な担当業務	電話番号	担 当	
下水道使用料、口座振替 名義変更など	0596-42-1501	上下水道料金係	料金課
受益者負担金の賦課・徴収	0596-42-1503	下水道負担金係	
公共汚水ます・下水道本管 下水道施設の維持管理	0596-42-1526	施設維持係	下水道施設管理課
排水設備工事、指定工事店 融資あっせん、助成制度	0596-42-1538	排水設備係	
下水道の計画・工事 污水関係	0596-42-1530	下水道第一係 下水道第二係	下水道建設課
雨水関係	0596-42-1536	雨水施設整備係	
上下水道部の庶務	0596-42-1504	庶務係	上下水道総務課
上下水道部の経理	0596-42-1505	経理係	
水洗便所、宅内排水管の故障	排水設備指定工事店に修理をご依頼ください。		



R6. 6 発行
この冊子は、再生紙を使用しています